



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4( 88   外務省外交史料館レファレンス番号 : H222058 )
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5   公開日 : 平成22年12月22日   外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440   CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C



88

概 次 在 通 海 事 務 長 半 島 北 洋 海 峽

北洋局長ザレン参事会 懸案の件

42.6.29  
北洋局長

29日 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
懸案の件 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

ザ— 沖 縄 半 島 事 件 について 29日 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
研究 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

付 自 由 政 府 が 事 業 有 無 の 点 について 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

どう 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

本 在 一 従 来 日 本 政 府 は 通 道 を 公 道 として 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

し 得 ず と 思 へ 通 道 問 題 を 政 府 官 署 へ 取 上 げ  
る こと を 事 業 有 無 の 点 について 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

2

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

北 洋 局長 在 北 洋 局長 在 北 洋 局長  
在 北 洋 局長 在 北 洋 局長

3が 親衛隊の活動は現に日々行われ  
 ていることあり、危えず人の目を惹きつ  
 け子性愛のものがある  
 本誌— 戦前の見ると今は核兵器は対する  
 従軍の記録からして 軍事施設、物資等の中で  
 4 核の問題が最もむづかしいように思ふ  
 実際には使用する手段がなく 又配備する計画が  
 ないに似て、李土と同じく軍事施設の対策  
 とするコメントはそれとは別問題のよう  
 に思ふ 親衛隊の活動も予備内閣がある  
 3が 各角 互量と云う方向に合意して之  
 等の問題を研究することになり  
 が— 作中の至急に外務大臣は「其他の自衛使用  
 を含む全而通達」を「不気味な通達」と云は

水たが その様な互量か言明すればは 日  
 本は、<sup>ウレタン</sup> 銃撃 乃至はその他 指針あり  
（親衛隊の親衛隊より）  
 終なき銃撃に 挿入<sup>る</sup> 子性愛と云う 議論が主  
 3がは 伊豆のあり、半例から見れば 互量  
 性になつて 日本政府から 二山への 予備内閣  
 から 親衛隊の活動は 止めて くれと云うよ  
 せと云う なるのを 最も 燃ゆる 泡沸がある  
 本誌— 此等の 問題を 今の迄 議論したと  
 はないのであるが 二山から 軌道にのせてお  
 互に 検討することと云う ことである  
 が— 今迄 沖繩でも 互量か 互量か 言明し 得るも  
 のなとして 考へて 置か ない、 此れに 急に  
 互量と云う ことになり 互量 互量 互量  
 と云う と思はれた。 よつて 互量に 互量 互量

順次に示した件について、反応を見ながら進めようとする方針はどうかと

思ふ

本件— いさぐち反応とは、各階級の切替が

ザ— 各階級の切替ではない

本件— 互遣と去ること、各階級を別階級と

しては、いさぐちさうが、それ以外、余りおかし

い反応はない。さういふなら、何れにせよ

互遣と去ること、如何なる段階か、手

をゆるが、自給には含ませない。自然に拡大

本土一帯化の格差は、大いに進めよう、さ

ういふ互遣自作付一帯に、か行なうこと

あつた

ザ— 或る点、そのことを示して、仲絶の人達には

いさぐちの相違、準備の期日を、与へた方がよいの

ではないか。

本件— 互遣は3年、5年、或は10年など、と期限

を附けたら、それは、~~今並に打ちあけ~~ 備後

~~意味がない~~ と思ふ。

<sup>新案</sup>

附けた期限の時の情勢を判断し、又、その

上は、特にならぬと、互遣と去ること、いさぐちの

あつた、然るに、仲絶は、さういふと、さういふ

のではない。御承知の如く、日本の中は

平和憲法、反戦感情、核問題、等々、いさぐ

ちおかしな事情があり、先が、如何なる条件か

互遣が可能であるか、に、半断と、格差、さ

ういふ懸念の意向を、~~示す~~ 示さう

互遣實現に、持たせ行く必要がある。その作業

を、軌道に乗せなければならぬ、と、さういふ

がある。  
 一 最近の航空機に内蔵記録機が設置された  
 がこれは今秋の修理完了に因り、沖縄は  
 右の如く航空機の修理を減少しようとする  
 意があるが  
 一 航空機の修理が航空機を修理するに  
 必要なのは、何れも、不測の事態からの  
 ため、偶発的なものである。今御  
 所の航空機が在るかどうかが知らぬが  
 航空機は今迄修理に沖縄の管にかかれば  
 航空機のようなものであつた。軍事設備  
 ありとの誤解はない。これは早速返答し  
 て置かねば困るのである。  
 一 航空機に軍事設備がない訳ではない

軍事航空機の基地を日本本土並みの  
 基地では出来ないような使い方をいふこ  
 ともある。  
 一 施設維持を円滑化する程の軍事  
 的設備ありと云ふ誤解は無い。これは  
 一 国務省の報告は勿論、海軍でも中  
 経、工島、母島を基地に視察した人は殆  
 ど「品がす」問題があるが、下層の報告は  
 依然として得ないのは事実であるが、軍  
 隊は依然として強い立場を占める。之を  
 一 一 半島に平和条約上の権利がある  
 として、何れも、保持するの意思を  
 すると云ふことは存する。既成事実から  
 して、返答の処置は何かと云ふことを考

入るに得ない

本館 - 米側は平和条約上の権利であり

少しの価値があるから施設権保持は当然なりとの主張であらうか 然るは本意

を置かぬべきものであるから 余程の理由がない限り施設権を保持するのは injurious

なりと考へてのほきせである。米側は向來も平和条約上の権利を握りつづけては

止めを食はなければならぬ。が - 自分は明日から他事を優先的に置くこと

にしようといふが 前任前に仲換小室等の問題についての報告をまとめている。